

デイサービス満寿園 重要事項説明書

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護事業

令和8年4月1日現在

1 事業者

名称	社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代表者氏名	理事長 吉岡 正俊
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷4206番地
連絡先	電 話 0772(65)2558 FAX 0772(65)2971
法人設立年月日	平成16年4月1日

2 事業者が行っている事業

拠点及び事業所の名称		事業の種類
溝谷満寿園	養護老人ホーム満寿園	養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
外村満寿園	特別養護老人ホーム満寿園	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 介護予防短期入所者生活介護
	居宅介護支援事業所満寿園	居宅介護支援
	訪問介護満寿園	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
	デイサービス満寿園	地域密着型認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護
あしぎぬホーム なごみ		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
京丹後市弥栄生きがい交流センター		京丹後市指定管理運営事業
京丹後市弥栄生きがい交流センター	「健やか生きがい教室」	介護予防・日常生活支援総合事業
外村満寿園	「健やか生きがい教室」	
溝谷満寿園	「カフェ よっとくれえなあ」	認知症カフェ
外村満寿園	「ほっとカフェ 咲來楽」	初期認知症対応型カフェ

3 本事業所の概要

(1) 本事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所の名称	デイサービス満寿園	
介護保険事業所番号 基準該当障害福祉サービス登録事業所番号	2693300135 2643300037	
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 39 番地の 6 (外村満寿園内)	
管理者氏名	松村 寛子	
サービス提供日	日曜日を除く毎日 (但し 12/31 ~ 1/3 除く)	
サービス提供時間	午前 9 時 15 分 ~ 午後 4 時 30 分	
時間延長サービスの時間	午前 7 時 ~ 午後 7 時 (サービス提供時間外)	
連絡先	電 話 0 7 7 2 (6 5) 0 2 2 2 F A X 0 7 7 2 (6 5) 0 3 3 3	
サービスを提供する地域	京丹後市内 (久美浜町を除く)	
第三者評価の実施状況	実施日	令和 6 年 3 月 22 日
	評価機関名称	京都府介護福祉士会
	結果の開示	「京都 介護サービス・福祉サービス 第三者評価」サイト参照

(2) 本事業所の目的、運営方針

事業の目的	認知症等で要支援・要介護状態となったご利用者に対し通所介護を提供することを目的とする。
運営方針	1 認知症等で要支援・要介護状態となった場合においてもご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。 2 事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、行政機関はもとより指定居宅介護支援事業者、地域の保健医療、福祉サービス関係機関と連携し、親切で明るく、家庭的な雰囲気が醸しだせる通所介護の提供を行うものとする。

(3) 本事業所の職員体制

職 名	人 員	資 格	備 考
管理者	1 名	介護福祉士	常勤兼務
生活相談員	2 名以上	介護福祉士 9 名	常勤専従 1 名 常勤兼務 3 名 非常勤兼務 5 名
機能訓練指導員	1 名以上	看護師 1 名 准看護師 2 名	非常勤兼務 3 名
介護職員	6 名以上	介護福祉士 10 名	常勤専従 2 名 非常勤兼務 5 名 非常勤専従 5 名
運転手	3 名		非常勤 3 名
栄養士	1 名以上	管理栄養士 1 名	常勤兼務 1 名
調理員	2 名以上	調理師 2 名	非常勤専従 2 名

(4) サービス内容

食事	食事の提供及び介助が必要なご利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
入浴	入浴の提供及び介助が必要なご利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員によりご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	ご利用者の生活面での指導・援助を行います。
健康管理	血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	ご利用者とそのご家族からの相談に応じます。
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います

4 時間延長サービス

(1) サービス内容

- ① 預かり：午前7時～午後7時まで
- ② 食 事：別紙「利用料金表」参照

※送迎サービスは致しておりませんので、各ご家庭で対応をお願いいたします。

(2) 利用料金の算定

- ① 1,200 円/時間 ※30 分超過する度に 600 円の料金が加算されます。
- ② 食 費：別紙「利用料金表」参照

(3) 特徴

利用者の心身の特性を踏まえ、家庭的な雰囲気の中、必要な日常生活上の世話をし、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、介護者の職務上の都合や冠婚葬祭等により不在のため介護が一時的にできない時など、ご希望によりサービスの提供をいたします。

5 サービスの中止、変更

悪天候（台風、積雪等）または災害等によりサービスの実施が困難な場合には、利用を中止、または変更させていただく場合があります。

6 利用料金の支払方法

ご利用者は、あらかじめ下記の金融機関からご指定いただき、当月請求額に手数料を合算した金額を、毎翌月25日に口座引落にてお支払いいただきます。

（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

※手数料は各金融機関の所定の金額をいただきます。

また、残高不足の際にも手数料が発生する場合があります。

7 損害賠償

ご利用者に対して当事業者の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償をいたします。

加入保険 あいおいニッセイ同和損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

8 緊急時及び事故発生時等における対応方針

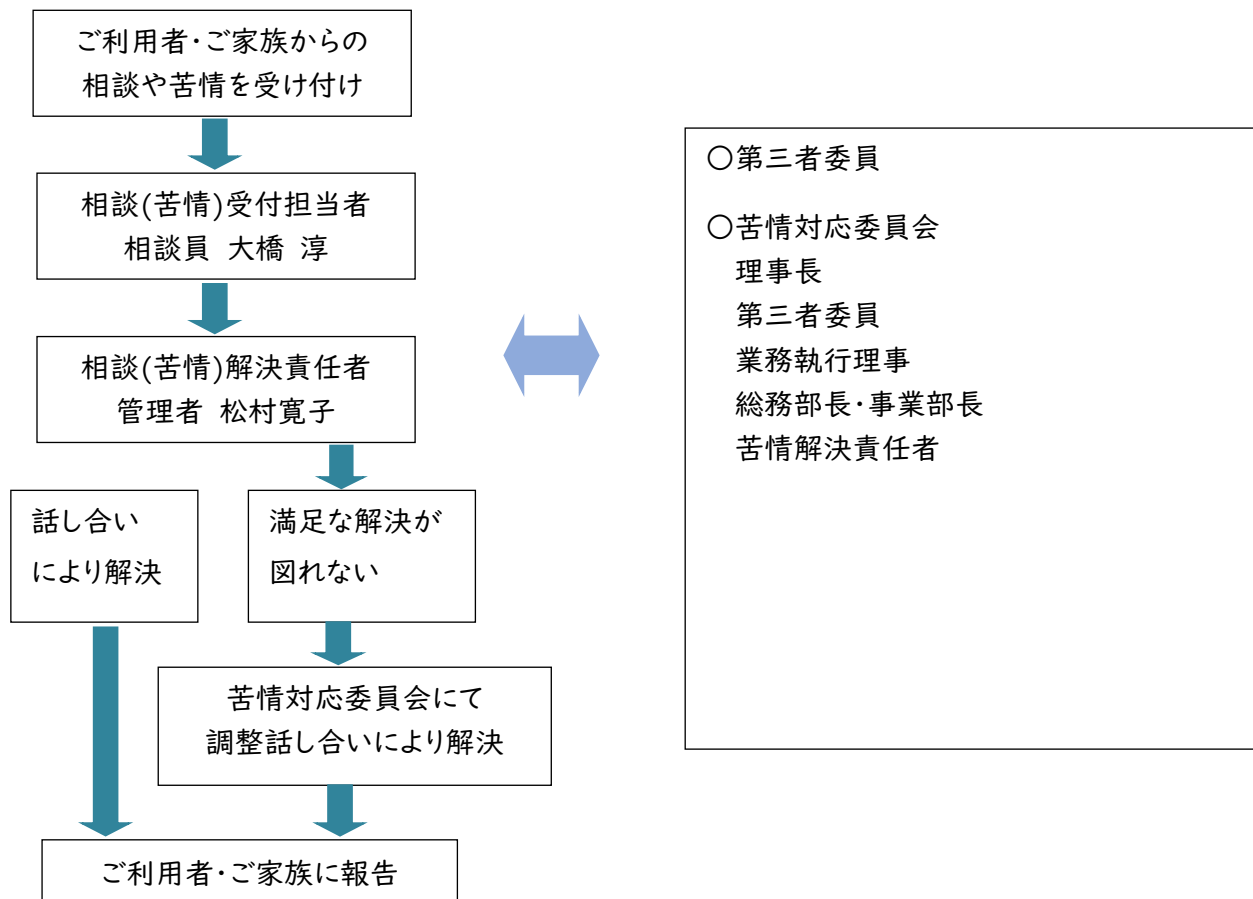
サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医やご家族、京都府、市町村、担当の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故、緊急事態が発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、府、市町村、警察、消防署等の関係機関、当該ご利用者のご家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に、事業所の判断で連絡を行います。

9 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所のサービスについてのご相談・苦情を承ります。また本事業所以外に行政機関（市町村等）の相談・苦情窓口等に苦情を申し立てることができます。

【相談(苦情)対応の流れ】



社会福祉法人あしぎぬ福祉会 外村満寿園
〔電話 0772-65-0222 FAX 0772-65-0333〕 午前 9:00～午後 6:00
京都府丹後広域振興局 丹後保健所健康福祉部企画調整室
〔電話 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368〕 午前 8:30～午後 5:00
京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課
〔電話 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156〕 午前 8:30～午後 5:15
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険対策室
〔電話 075-354-9050 FAX 075-354-9055〕 午前 8:30～午後 5:00
京都府社会福祉協議会内 「京都府福祉サービス運営適正化委員会」
〔電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450〕 午前 9:00～午後 0:00 午後 1:00～午後 5:15
京都府丹後広域振興局 丹後保健所健康福祉部福祉室
〔電話 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368〕 午前 8:30～午後 5:00
京丹後市健康長寿福祉部 障害者福祉課
〔電話 0772-69-0320 FAX 0772-62-1156〕 午前 8:30～午後 5:15

10 ご利用者にあたってのお願い

サービスご利用の際、月に一度は介護保険者証、または障害福祉サービス受給者証の確認をさせていただきます。

11 虐待防止について

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に 周知徹底を 図る体制を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的の実施しています。

12 意思決定支援について

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとします。

- ① サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認するよう配慮します。
- ② 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に配慮します。

13 身体拘束について

事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 緊急止むを得ない場合、身体拘束委員会を開催し、3要件（切迫性、非代替性、一時性）から身体拘束の可否を事業所として判断します。
- ② 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
- ③ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ⑤ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

